

## 会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 令和5年5月15日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	鈴木	勝利
2番	伊藤	知子
3番	藤田	尚美
4番	磯山	和男
5番	池辺	己実夫
6番	甲斐	徳之助
7番	水梨	伸晃
8番	塚原	正彦
9番	遠藤	憲子
10番	大森	和夫
11番	加藤	政之
12番	出澤	大
13番	山本	伸子
14番	小松崎	伸
15番	伊藤	裕一
16番	柳井	哲也
17番	杉森	弘之
18番	須藤	京子
19番	黒木	のぶ子
20番	高嶋	基樹
21番	諸橋	太一郎
22番	石原	幸雄

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	二野屏 公 司
総務部長	飯 野 喜 行
市民部長	小 川 茂 生
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	大 徳 通 夫
建設部長	長谷川 啓 一
教育部長	吉 田 茂 男
会計管理者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘書課長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 財政課長	糸 賀 修
総務部次長兼 人事課長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 高齢福祉課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石 野 尚 生
環境経済部次長兼 商工観光課長	神 戸 千 夏
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
建設部次長兼 下水道課長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	野 口 克 己
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主査	椎 名 紗央里

令和5年第2回牛久市議会臨時会会期日程

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	5月	15日	月	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 会</li> <li>○仮議席の指定</li> <li>○議長選挙</li> <li>○議席の指定</li> <li>○会議録署名議員の指名</li> <li>○会期の決定</li> <li>○副議長選挙</li> <li>○議会運営委員会委員の選任</li> <li>○常任委員会委員の選任</li> <li>○稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員選挙</li> <li>○茨城県南水道企業団議会議員選挙</li> <li>○龍ヶ崎地方衛生組合議会議員選挙</li> <li>○牛久市・阿見町斎場組合議会議員選挙</li> <li>○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙</li> <li>○諸般の報告</li> <li>○議案上程（27号～29号）</li> <li>○提案者説明</li> <li>○質 疑</li> <li>○討 論</li> <li>○採 決</li> <li>○閉会中の事務調査の件</li> <li>○閉 会</li> </ul>

## 令和5年第2回牛久市議会臨時会

### 議事日程第1号（その1）

令和5年5月15日（月）午前10時開会

日程第 1. 仮議席の指定

日程第 2. 議長選挙

### 議事日程第1号（その2）

令和5年5月15日（月）

日程第 1. 議席の指定

日程第 2. 会議録署名議員の指名

日程第 3. 会期の決定

日程第 4. 副議長選挙について

日程第 5. 議会運営委員会委員の選任について

日程第 6. 常任委員会委員の選任について

日程第 7. 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員選挙について

日程第 8. 茨城県南水道企業団議会議員選挙について

日程第 9. 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員選挙について

日程第10. 牛久市・阿見町斎場組合議会議員選挙について

日程第11. 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙について

日程第12. 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて

日程第13. 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて

日程第14. 議案第29号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

日程第15. 閉会中の事務調査の件

午前10時00分開会

○野口克己 議会事務局長 このたびの議会は一般選挙後最初の議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととされております。

出席議員中、柳井哲也議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

柳井議員、どうぞ議長席にお進みください。

〔16番柳井哲也議員登壇〕

○柳井哲也 臨時議長 ただいま御紹介されました柳井哲也です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第2回牛久市議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

議事日程第1号(その1)に入ります。

日程第1、仮議席の指定。

○

仮議席の指定

○柳井哲也 臨時議長 この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席はただいま御着席のとおり指定いたします。

次に、日程第2、議長選挙を行います。

○

議長選挙

○柳井哲也 臨時議長 ここで自席にて暫時休憩いたします。

午前10時01分休憩

午前10時03分開議

○柳井哲也 臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議長の職を志願する議員による所信表明を行います。

議員各位に申し上げます。立候補の所信表明中は御静粛をお願いいたします。なお、所信表明は5分程度でお願いします。

まず、9番遠藤憲子議員、登壇して所信表明を行ってください。

〔9番遠藤憲子議員登壇〕

○9番 遠藤憲子 議員 今回、議長選挙に立候補いたしました遠藤憲子でございます。

議長という立場は、議会を代表する重要な地位であり、議場の秩序の保持や議事の整理、議会

の事務処理をするとされており。市民から負託を受けました私たち議員として、皆さんと一緒にこの牛久市議会、見える化を図ってまいりたいと考えます。

なぜそのように考えるかは投票率にございます。今回は42.03%、前回に引き続き低投票率でございました。市民にとり、市民生活に身近な選挙がこのような投票率は何を示しているのか。市議会は何をすところなのか、議会側からも努力をしていかなければますます市民の関心は低いものになってしまいます。

地方自治体は、二元代表制により市民が直接市議会議員と市長を選びます。ともに市民の代表である市議会議員と市長が互いに対等な立場に立ち、議論を重ねながら市政に取り組を進めているところがございます。執行機関である市は、市長がサービスを行うための予算や条例を提案し、議決機関である市議会の審議、議決を受け、初めて市長がサービスを行えるようになるのです。このような大事な一翼を担う市議会では、毎年今までも市民に開かれた議会として議会報告会を開催し、直接市民の皆さんから御意見などを聞く機会がございました。しかし、ここ数年はコロナ禍ということもあり、ユーチューブでの報告会実施でありました。やはり市民からは市議会が見えにくくなってしまっている一因ではないかと考えます。

今後は市議会として市民目線での意見交換会、各委員会活動の活発化、政策提言や立案機能の充実のため、先進事例などを参考にしながら日々研究に努めてまいりたいと思います。議会改革も進んでまいりましたが、まだまだ具体化に向けまして課題は山積をしております。議会のチェック機能の強化、議会事務局の機能強化など、公平公正な議会運営の充実を進めてまいります。

皆さんの御協力をお願いいたし、所信表明といたします。

○柳井哲也 臨時議長 次に、21番諸橋太一郎議員、登壇して所信表明を行ってください。

〔21番諸橋太一郎議員登壇〕

○21番 諸橋太一郎 議員 議長選挙に立候補させていただきました諸橋太一郎です。立候補に当たりまして、所信を發表させていただきます。

まず、私は議長就任に当たりまして、これまで同様、委員会活動の活性化、活発化の継続を図ってまいります。前任期中、石原議長、杉森議長が様々な議会改革を進めていただきました。委員会活動、特別委員会活動、様々な委員会を発足させました。予算常任委員会の常任委員会化、そして特別委員会の発足、これまで同様、そういった委員会の活発化を図ってまいります。

市政にまつわる様々な大きな問題がございます。これまで発足しましたエスカード牛久ビル及び牛久シャトー委員会等特別委員会を発足し、様々な課題解決に対して議会としてきちんと執行部に対して意見を申し出る委員会の設置を図ってまいります。

次に、議会として情報発信力の強化を図ってまいります。現在、議会だより、議会報告会等で市民の皆様に議会としての情報を発信してまいりました。しかしながら、ほかの自治体と比べまして、まだまだ牛久市議会の情報発信力は弱いと考えております。SNSやユーチューブ、様々な媒体を利用し、牛久市議会としてより活発な情報発信を図ってまいります。

そして最後に、市民要望を実現できるよう市民に寄り添い、開かれた議会となるよう最大限努力をしてまいる所存でございます。

議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○柳井哲也 臨時議長 以上で所信表明を終了いたします。

議長選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○柳井哲也 臨時議長 これより投票に入ります。

ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○柳井哲也 臨時議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井哲也 臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○柳井哲也 臨時議長 異状なしと認めます。

これより、投票に入ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼を命じます。

○飯田晴男 庶務議事課長 1番鈴木議員、2番伊藤知子議員、3番藤田議員、4番磯山議員、5番池辺議員、6番甲斐議員、7番水梨議員、8番塚原議員、9番遠藤議員、10番大森議員、11番加藤議員、12番出澤議員、13番山本議員、14番小松崎議員、15番伊藤裕一議員、17番杉森議員、18番須藤議員、19番黒木議員、20番高嶋議員、21番諸橋議員、22番石原議員、16番柳井議員。

〔投票〕

○柳井哲也 臨時議長 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井哲也 臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○柳井哲也 臨時議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番鈴木勝利議員、4番磯山和男議員をそれぞれ指名いたしますので、立会いをお願いします。

〔開票〕

○柳井哲也 臨時議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22票  
有効投票数 22票  
無効投票数 0票

有効投票中

諸橋太一郎議員 20票  
遠藤 憲子議員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、諸橋太一郎議員が当選いたしました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで、ただいま選任された諸橋太一郎議員に議長就任の御挨拶をお願いいたします。

〔諸橋太一郎議長登壇〕

○諸橋太一郎 議長 ただいまの投票をもちまして、議長に就任をさせていただきました諸橋です。よろしくをお願いいたします。

所信表明に申しましたように、皆様と協力をしながら開かれた議会を目指して努力していきたいと思っております。2年間どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○柳井哲也 臨時議長 新しい議長が決定いたしましたので、臨時議長の職務を終了いたします。議員各位の御協力に感謝申し上げます。

議長は議長席にお着き願います。

○諸橋太一郎 議長 ここで、暫時休憩をいたします。再開時刻は追ってお知らせします。

午前10時24分休憩

午前10時25分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事日程第1号（その2）に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

議席の指定

○諸橋太一郎 議長 議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付のとおり指定いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名

○諸橋太一郎 議長 会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番鈴木勝利議員、

2番伊藤知子議員をそれぞれ指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻は追ってお知らせいたします。

午前10時26分休憩

---

午前10時27分開議

○諸橋太一郎 議長 会議を再開します。

次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

---

○ 会期の決定

○諸橋太一郎 議長 お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思  
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第4、副議長選挙を行います。

---

○ 副議長選挙について

○諸橋太一郎 議長 ここで、自席にて暫時休憩をいたします。

午前10時27分休憩

---

午前10時28分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで副議長の職を志願する議員による所信表明を行います。

議員各位に申し上げます。立候補者の所信表明中は、御静粛をお願いいたします。なお、所信  
表明は5分程度でお願いします。

まず、5番池辺己実夫議員、登壇して所信表明を行ってください。

〔5番池辺己実夫議員登壇〕

○5番 池辺己実夫 議員 今回、副議長選に立候補します池辺己実夫です。

私、これから私の心のうちをここで発表したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

私は、2015年4月の市議会議員選挙初当選以来、2期8年間、市民の皆様の声を市政に届  
け、形にすることに全力を注いでまいりました。そして、このたび市民の皆様の信託を得て3度  
目の当選を果たすことができました。

市議会は二元代表制の下、市民生活のさらなる向上と充実のため、様々な課題に対し市民の声  
をしっかりと受け止め、市政を運営していく責任を果たさなければならないところだと考えてお  
ります。そのためにも市民に開かれた議会を目指し、市民の皆様が医療、介護、教育、保育、障

害者福祉、在宅など本当に安心・安全な生活を送ることのできるよう、市民の声を市政に反映させ、公平公正、透明かつ市民に開かれた信頼のできる議会づくりを推進し、市勢発展のために努めてまいりたいと考えております。

様々な角度から議論を深め、よりよい牛久市となるような結論を導き出せるとともに、合意形成を図れる活発な議会にしてまいりたいと考えております。

議員各位の御支持をお願い申し上げ、私、池辺己実夫の所信表明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**○諸橋太一郎 議長** 次に、15番伊藤裕一議員、登壇して所信表明を行ってください。

〔15番伊藤裕一議員登壇〕

**○15番 伊藤裕一 議員** 伊藤裕一でございます。ただいまより副議長選挙の実施に先立ちまして所信表明をさせていただきます。

私は平成27年4月に29歳で初当選以来、2期8年間、市勢発展のため議会活動に取り組んでまいりました。そして、このたび3期目を迎えさせていただくことになり、二元代表制の下、市執行部と車の両輪をなす市議会をさらに活性化したいとの思いの下、副議長選挙に立候補を表明いたします。

立候補に当たり提言したいことが3点ございます。

まず、議会の政策立案能力を高めることであります。地方議会はその制度設計上、議案の否決などで政策を止める力は大きくとも、新たな政策を前に進める力は弱いと言われております。そこで、個々の議員が市民要望を伺うだけでなく、広報広聴機能の強化によりチーム議会として意見を伺う体制をつくり、執行部に効果的な提言ができるようにしてまいりたいと思っております。

次に、今回新たに8人の議員が就任をされました。議会の基本ルールの学び直しや政策力を高めること、セクハラ、パワハラ防止につながるような議員研修を積極的に行うとともに、ICT機器を活用するなどしてより時代に合った議会とすることを目指したいと考えます。

最後に、昨今の物価高騰や将来的な人口減少傾向を踏まえ、現在の議員報酬並びに議員定数を維持することが適切か、その他項目と併せ審議をいただくため、議会改革特別委員会を設置したいと考えています。

以上3点を新議長並びに議員各位に提言するとともに、副議長として議長をお支えし、公正公平な議会運営を図るよう粉骨砕身してまいりたいと存じますので、議員各位の御理解と御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

**○諸橋太一郎 議長** 次に、18番須藤京子議員、登壇して所信表明を行ってください。

〔18番須藤京子議員登壇〕

**○18番 須藤京子 議員** このたびの副議長選挙立候補に当たり、所信の一端を述べさせていただきます。存じます。

まず初めに、牛久市議会基本条例の12条にのっとり、このように所信表明の場をいただきましたことに感謝を申し上げます。

さて、副議長の役割は議長を補佐し、議長の議会運営がスムーズに運べるよう、時には相談を

受けたり、公務多忙な議長の代理としてその任に当たったりする重要な立場であり、その責務は重いものと認識しております。

そしてまた、議会が職務を全うする上で重要な自由闊達な議論ができる場づくり、調整役としても議長をサポートしてまいりる所存でございます。

御存じのように、牛久市議会は議会基本条例の制定以降、議会の活性化を図り、市民の声を聴き、市政に反映させる開かれた議会として議会改革を進めてまいりました。常任委員会の審査の充実のための組織改編や、予算については年間を通した審査を行うべく予算常任委員会の設置など、活動の強化を図ってきたところでございます。

前期中の議会では、令和3年度当初予算審査においてエスカード牛久ビル4階の公共施設整備等を減額修正し、その後エスカード牛久ビルや牛久シャトーの活性化を検討する特別委員会を設置、提言書をまとめたところでございます。

そのほかにも常任委員会で積極的に全員協議会を開催し、問題解決への取組を進め、市民から寄せられる請願の審査に当たっては、その請願内容を踏まえ執行部に対し決議を上げ、議会の意思を示したりしてまいりました。

私、須藤京子はこうした議会の歩みを今後も堅持していく必要があると考えております。現在の牛久市は、人口減少、少子高齢化、中心市街地の活性化、空き家対策を含めたまちづくり、そして何より財源の確保等、課題が山積しております。

議会はこうした課題を整理し、コロナ禍以降の市民生活を守るため、市政運営に積極的に提言、提案していくことが必要と考えるものでございます。その際、議会は議員個人の活動の集合体としてだけでなく、議会全体で市民から寄せられた課題を解決に向けて取組を進め、議会が自治体運営の真の車の両輪として機能を果たしていくべきと考えております。

こうした地方自治の二元代表制の一翼を担うべく、議会がその機能を十二分に発揮できるような環境づくりに、私、須藤京子はこれからも力を尽くしてまいります。議員の皆様への御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます、所信表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

御清聴ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で所信表明を終了いたします。

副議長選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○諸橋太一郎 議長 ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○諸橋太一郎 議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○諸橋太一郎 議長 異状なしと認めます。

これより、投票に入ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼を命じます。

○飯田晴男 庶務議事課長 1番鈴木議員、2番伊藤知子議員、3番藤田議員、4番磯山議員、5番池辺議員、6番甲斐議員、7番水梨議員、8番塚原議員、9番遠藤議員、10番大森議員、11番加藤議員、12番出澤議員、13番山本議員、14番小松崎議員、15番伊藤裕一議員、16番柳井議員、17番杉森議員、18番須藤議員、19番黒木議員、20番高嶋議員、22番石原議員、21番諸橋議員。

〔投票〕

○諸橋太一郎 議長 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○諸橋太一郎 議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番伊藤知子議員、7番水梨伸晃議員をそれぞれ指名いたしますので、立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○諸橋太一郎 議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22票

有効投票数 22票

無効投票数 0票

有効投票中

池辺己実夫議員 5票

伊藤 裕一議員 4票

須藤 京子議員 13票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、須藤京子議員が当選いたしました。

ただいま当選されました須藤京子議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで、ただいま選任されました須藤京子議員に副議長就任の御挨拶をお願いいたします。18番須藤京子議員。

〔須藤京子副議長登壇〕

○須藤京子 副議長 ただいま皆様から御推薦をいただきまして、副議長職を拝命させていただくことになりました須藤京子でございます。

所信表明でも述べさせていただきましたように、議長を支え、そして議会の皆様の忌憚のない御意見、お知恵を拝借しながら、市民に寄り添う開かれた議会運営を目指し、今後とも力を発揮してまいります。どうぞ皆様、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。（拍手）

○諸橋太一郎 議長 着座のまま暫時休憩といたします。

午前10時52分休憩

---

午前10時53分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

---

○

議会運営委員会委員の選任について

○諸橋太一郎 議長 本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたします。

次に、日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

---

○

常任委員会委員の選任について

○諸橋太一郎 議長 本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名いたします。

次に、日程第7、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員選挙を行います。

---

○

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員選挙について

○諸橋太一郎 議長 本件につきましては、稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約第5条第1項及び第2項の規定により、議員5名を選挙するものであります。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○諸橋太一郎 議長 ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○諸橋太一郎 議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○諸橋太一郎 議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○諸橋太一郎 議長 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて投票願います。

それでは、点呼を命じます。

○飯田晴男 庶務議事課長 1番鈴木議員、2番伊藤知子議員、3番藤田議員、4番磯山議員、5番池辺議員、6番甲斐議員、7番水梨議員、8番塚原議員、9番遠藤議員、10番大森議員、11番加藤議員、12番出澤議員、13番山本議員、14番小松崎議員、15番伊藤裕一議員、16番柳井議員、17番杉森議員、18番須藤議員、19番黒木議員、20番高嶋議員、22番石原議員、21番諸橋議員。

[投票]

○諸橋太一郎 議長 投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○諸橋太一郎 議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○諸橋太一郎 議長 これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番藤田尚美議員、5番池辺己実夫議員をそれぞれ指名いたしますので、立会いをお願いいたします。

[開票]

○諸橋太一郎 議長 ただいまの選挙結果を御報告いたします。

投票総数 22票

有効投票数 22票

無効投票数 0票

有効投票中

池辺己実夫議員 4票

甲斐徳之助議員 4票

大森 和夫議員 6票

小松崎 伸議員 4 票

伊藤 裕一議員 4 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、得票数上位5名の池辺己実夫議員、甲斐徳之助議員、大森和夫議員、小松崎 伸議員、伊藤裕一議員が稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました池辺己実夫議員、甲斐徳之助議員、大森和夫議員、小松崎 伸議員、伊藤裕一議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

次に、日程第8、茨城県南水道企業団議会議員選挙を行います。



茨城県南水道企業団議会議員選挙について

○諸橋太一郎 議長 本件につきましては、茨城県南水道企業団規約第5条第1項及び第2項の規定により、議員4名を選挙するものであります。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○諸橋太一郎 議長 ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○諸橋太一郎 議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○諸橋太一郎 議長 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて投票願います。

それでは、点呼を命じます。

○飯田晴男 庶務議事課長 1番鈴木議員、2番伊藤知子議員、3番藤田議員、4番磯山議員、5番池辺議員、6番甲斐議員、7番水梨議員、8番塚原議員、9番遠藤議員、10番大森議員、11番加藤議員、12番出澤議員、13番山本議員、14番小松崎議員、15番伊藤裕一議員、16番柳井議員、17番杉森議員、18番須藤議員、19番黒木議員、20番高嶋議員、22番石原議員、21番諸橋議員。

[投票]

○諸橋太一郎 議長 投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○諸橋太一郎 議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○諸橋太一郎 議長 これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番甲斐徳之助議員、8番塚原正彦議員をそれぞれ指名いたしますので、立会いをお願いいたします。

[開票]

○諸橋太一郎 議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22票

有効投票数 22票

無効投票数 0票

有効投票中

鈴木 勝利議員 5票

出澤 大議員 7票

山本 伸子議員 5票

柳井 哲也議員 5票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、得票数上位4名の鈴木勝利議員、出澤 大議員、山本伸子議員、柳井哲也議員が茨城県南水道企業団議会議員に当選いたしました。

ただいま茨城県南水道企業団議会議員に当選されました鈴木勝利議員、出澤 大議員、山本伸子議員、柳井哲也議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

次に、日程第9、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員選挙を行います。



龍ヶ崎地方衛生組合議会議員選挙について

○諸橋太一郎 議長 本件につきましては、龍ヶ崎地方衛生組合同規約第5条第1項及び第2項の規定により、議員4名を選挙するものであります。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○諸橋太一郎 議長 ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○諸橋太一郎 議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○諸橋太一郎 議長 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼を命じます。

○飯田晴男 庶務議事課長 1番鈴木議員、2番伊藤知子議員、3番藤田議員、4番磯山議員、5番池辺議員、6番甲斐議員、7番水梨議員、8番塚原議員、9番遠藤議員、10番大森議員、11番加藤議員、12番出澤議員、13番山本議員、14番小松崎議員、15番伊藤裕一議員、16番柳井議員、17番杉森議員、18番須藤議員、19番黒木議員、20番高嶋議員、22番石原議員、21番諸橋議員。

〔投票〕

○諸橋太一郎 議長 傍聴人に申し上げます。会議中は静粛に願います。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 傍聴人に申し上げます。会議中は静粛に願います。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○諸橋太一郎 議長 これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番遠藤憲子君、11加藤政之議員をそれぞれ指名いたしますので、立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○諸橋太一郎 議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22票

有効投票数 22票

無効投票数 0票

有効投票中

伊藤 知子議員 5票

黒木のぶ子議員 7 票  
高嶋 基樹議員 5 票  
諸橋太一郎議員 5 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 2 票であります。よって、得票数上位 4 名の伊藤知子議員、黒木のぶ子議員、高嶋基樹議員、諸橋太一郎議員が龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に当選いたしました。

ただいま龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に当選されました伊藤知子議員、黒木のぶ子議員、高嶋基樹議員、諸橋太一郎議員が議場におられますので、会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により告知いたします。

次に、日程第 10、牛久市・阿見町斎場組合議会議員選挙を行います。



牛久市・阿見町斎場組合議会議員選挙について

○諸橋太一郎 議長 本件につきましては、牛久市・阿見町斎場組合同規約第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、議員 3 名を選挙するものであります。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○諸橋太一郎 議長 ただいまの出席議員数は 22 名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○諸橋太一郎 議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○諸橋太一郎 議長 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼を命じます。

○飯田晴男 庶務議事課長 1 番鈴木議員、2 番伊藤知子議員、3 番藤田議員、4 番磯山議員、5 番池辺議員、6 番甲斐議員、7 番水梨議員、8 番塚原議員、9 番遠藤議員、10 番大森議員、11 番加藤議員、12 番出澤議員、13 番山本議員、14 番小松崎議員、15 番伊藤裕一議員、16 番柳井議員、17 番杉森議員、18 番須藤議員、19 番黒木議員、20 番高嶋議員、22 番石原議員、21 番諸橋議員。

[投票]

○諸橋太一郎 議長 投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○諸橋太一郎 議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○諸橋太一郎 議長 これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に12番出澤 大議員、13番山本伸子議員をそれぞれ指名いたしますので、立会いをお願いいたします。

[開票]

○諸橋太一郎 議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22票

有効投票数 22票

無効投票数 0票

有効投票中

藤田尚美議員 7票

塚原正彦議員 7票

加藤政之議員 8票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、得票数上位3名の藤田尚美議員、塚原正彦議員、加藤政之議員が牛久市・阿見町斎場組合議会議員に当選いたしました。

ただいま牛久市・阿見町斎場組合議会議員に当選されました藤田尚美議員、塚原正彦議員、加藤政之議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

次に、日程第11、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙を行います。

○

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙について

○諸橋太一郎 議長 本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、議員1名を選挙するものであります。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○諸橋太一郎 議長 ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○諸橋太一郎 議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○諸橋太一郎 議長 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼を命じます。

○飯田晴男 庶務議事課長 1 番鈴木議員、2 番伊藤知子議員、3 番藤田議員、4 番磯山議員、5 番池辺議員、6 番甲斐議員、7 番水梨議員、8 番塚原議員、9 番遠藤議員、10 番大森議員、11 番加藤議員、12 番出澤議員、13 番山本議員、14 番小松崎議員、15 番伊藤裕一議員、16 番柳井議員、17 番杉森議員、18 番須藤議員、19 番黒木議員、20 番高嶋議員、22 番石原議員、21 番諸橋議員。

〔投票〕

○諸橋太一郎 議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○諸橋太一郎 議長 これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に14番小松崎 伸議員、15番伊藤裕一議員を立会人にそれぞれ指名いたしますので、立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○諸橋太一郎 議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22 票

有効投票数 22 票

無効投票数 0 票

有効投票中

遠藤憲子議員 22 票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、得票数上位1名の遠藤憲子議員が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました遠藤憲子議員が議場におら

れますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時10分といたします。

午後0時05分休憩

---

午後2時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

まず、今期臨時会に提出のあった案件は、市長提出議案第27号ないし議案第29号の3件であります。

次に、市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第2号ないし報告第4号の3件の専決処分について、同条第2項の規定により報告がありましたので、その写しをもって報告済みといたします。

次に、今期臨時会に説明員として、地方自治法第121条の規定により出席した者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。

次に、議会運営委員会正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に藤田尚美議員、副委員長に遠藤憲子議員がそれぞれ互選されました。以上が議会運営委員会正副委員長の互選の結果であります。

次に、常任委員会正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、報告いたします。予算常任委員会委員長に黒木のぶ子議員、副委員長に塚原正彦議員。

総務企画常任委員会委員長に杉森弘之議員、副委員長に磯山和男議員。

教育文化常任委員会委員長に伊藤裕一議員、副委員長に高嶋基樹議員。

保健福祉常任委員会委員長に遠藤憲子議員、副委員長に出澤 大議員。

環境建設常任委員会委員長に池辺己実夫議員、副委員長に加藤政之議員。

広報常任委員会委員長に山本伸子議員、副委員長に水梨伸晃議員がそれぞれ互選されました。

以上が各常任委員会正副委員長の互選の結果であります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第12、議案第27号ないし日程第14、議案第29号の3件を一括議題といたします。

---

○

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて

議案第29号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。根本洋治市長。

〔根本洋治市長登壇〕

**○根本洋治 市長** 本日、令和5年第2回牛久市議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、開会でき得ますことを感謝申し上げます。

議案の説明に入る前に、一言御挨拶申し上げます。

去る4月23日に執行されました牛久市議会議員一般選挙におきまして、市民の皆さんの大きな期待を担われて再選されました経験豊かな議員の皆様、そして、このたび初めて当選された議員となられました皆様に改めてお祝い申し上げたいと思います。

牛久市のさらなる発展のため、議会と市が強力な信頼関係の下でお互いの立場を尊重し、活発な真摯な意見を交わし、笑顔あふれるにぎわいと安らぎがある牛久の実現に取り組んでまいりますので、議会の皆様の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提出しました議案について御説明いたします。

本臨時会に提出しました議案は、専決処分の承認及び補正予算の3件でございまして、議案第27号及び28号は、条例の改正について市議会の招集をする時間的余裕のないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、その承認を求めるものでございます。

議案第27号は、牛久市税条例の一部を改正する条例についてでございまして、マンションの固定資産税において、一定の要件を満たした改修を行った場合の減額措置の創設、軽自動車税において、一定の燃費基準を満たすものについては減額措置の延長を講ずるための所要の改正並びに引用条項及び文言の整理を行うものであります。

議案第28号は、牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例でありまして、引用条項及び文言の整理を行うものでございます。

議案第29号は、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第1号）でありまして、既定の予算額に1億3,559万9,000円を追加し、予算の総額を301億4,047万2,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正のうち、歳入といたしまして、国庫支出金は個人番号カード交付事務費補助金の増額、及び低所得のひとり親世帯生活支援特別給付金事業費補助金等の計上であり、繰入金につきましては、補正予算調製に伴い、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出といたしましては、総務費の戸籍住民基本台帳費は、マイナポイントの申込期限が本年9月まで延長されたことに伴い、マイナンバー対応会計年度任用職員報酬及び窓口支援委託料等を増額するもので、民生費の児童福祉費は、食費等の物価高騰に直面する低所得のひとり親の子育て世帯等への臨時特別給付金を計上するものであります。教育費の社会教育費は、中央生涯学習センター視聴覚室の音響設備の修繕料等の増額でございます。

以上が各議案の提案理由でございまして、詳細につきましてはお手元の議案書等により御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○諸橋太一郎 議長** 以上で、市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第27号ないし議案第29号の3件について、順次質疑を許します。

まず、議案第27号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第27号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第28号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第28号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第29号についての質疑を許します。9番遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 それでは、議案第29号について確認をしたいと思います。

0106の個人番号カードを運用するということでもあります。今、市長の説明では、マイナポイントの期限が伸びたということの説明がございました。たしかこのマイナポイントというのは2月が期限だったのが伸びて、また9月に伸びるということなのか、その辺を確認をしたいと思います。たしかこれは1人当たり2万円ということなんですが、その辺も確認をしたいと思います。

それと委託料についてなんですが、今個人情報の漏えいというか、マイナンバーカードを使って他の情報がそのカードに取り込まれた、そのような個人情報の漏えいの問題もありますので、この委託料、委託先はどこを想定されているのか。その辺を確認をしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

まず、期限の延期ということ、こちらにつきましては2月末までのマイナポイントの申請期限が9月末まで延長されたということがございます。そして、マイナポイントの付与に関しましては、従来どおり最大2万ポイントということが変わりございません。

それから、今回の委託先でございます。どういうところを想定しているのかという御質問でございますが、現在もマイナポイントの申請サポートを業者委託しておりまして、その業者に業者委託をしておるところでございますが、現在のただいま計上している予算につきましては、引き続き契約規則の中で委託していくということでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 そうしますと、今2万円のこのポイントというのは、2月末までを9月30日にとということなんですが、当初5月ということもあったのですが、これは国からのそういう通達というか、そういうものについて変更になったのか。それと、この後、市民に周知する方法をどのように考えていくのかというところです。

それと、委託料についてなんですが、今第3分庁舎の下にマイナポイントの相談窓口があるというのは存じているんですが、引き続きそういうところに委託を考えていかれるのか。今、確かに他人のカードの中に情報が入ったということが非常に問題が大きく取り上げられていますので、その辺の委託先ですね、それについて情報漏えいについてのきちんとした対応が取れているのかどうか。その辺をもう一回聞きたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 まず、この期限が延長された経緯でございますけれども、こちらは総務省からの通達によるものでございます。この期間の延長についての周知でございますが、こちらはホームページ、また広報紙等、現在も周知をしているところでございますが、引き続き窓口等も含めて周知をしてまいりたいと思います。

それから、委託業者に対する個人情報の関係でございますけれども、こちらは当然のことながら守秘義務等、個人情報の管理等の徹底というところは契約上も担保してございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 私も個人番号カードを運用するということで何点かお尋ねしたいと思います。

今、市長のほうからも説明がありましたこの件、会計年度任用職員とあとは委託ということでございますが、任用される会計年度任用職員は何名になるのでしょうか。

そして、委託内容を先ほど申請サポートというお話でしたが、そちらの方は何人を予定しているののかということをお尋ねいたしたいと思います。

そして、先ほどの質問の中にも、誤った交付ということがございましたが、牛久市でそういうことがあったのか、例があったのかどうかということをお尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

今回の補正に関わる会計年度任用職員の人数でございますが、マイナポイント申請サポートに2人、またマイナンバーカードの交付業務に2人、合計4名でございます。

あと委託業者のほうの関係でございますが、委託のほうは現在派遣職員7名で対応しているところでございますが、同様の内容で引き続き委託をしたいと考えております。

また、コンビニ交付サービスの誤交付の関係でございますが、牛久市におきましてはそのような誤交付はないということでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それでは、直近のマイナンバーカードの申請率、それから交付率をお示しいただきたいことと、県の平均と比べて今牛久市の状況がどういった状況なのか、お示しください。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 現在、最新のデータということで私の手元にあるのは4月30日現在のデータでございます。4月30日現在で交付率68.0%、また申請率のほうですが84.8%でございます。こちらは県の平均と比較しますと、県の平均では交付割合が69.3%ということで、僅かに下回っている状況でございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第29号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号ないし議案第29号の3件については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、議案第27号ないし議案第29号の3件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で討論を終結いたします。

これより議案第27号ないし議案第29号の3件について順次採決いたします。

採決は起立採決によって行います。

まず、議案第27号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○諸橋太一郎 議長 起立全員であります。よって、議案第27号は可決されました。

次に、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○諸橋太一郎 議長 起立全員であります。よって、議案第28号は可決されました。

次に、議案第29号、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第1号）、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○諸橋太一郎 議長 起立多数であります。よって、議案第29号は可決されました。

次に、日程第15、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



日程第15 閉会中の事務調査の件

○諸橋太一郎 議長 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決定いたしました。

以上で、今期臨時議会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和5年第2回牛久市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時40分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 諸 橋 太 一 郎

署名議員 鈴 木 勝 利

署名議員 伊 藤 知 子